

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 入札公告

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1	8	2	(3)		工 - d	工事施工実績と、配置予定技術者の工事経験となる施工実績は、同一物件でなくてもよいのか。	ご質問のとおりです。
2	13	4	(7)			当該事業の契約以外の契約とは、どのような契約を指すのか。具体的に示してほしい。	入札公告に示すとおり、当該事業以外の業務で、当該事業に直接関連する業務に関する契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定はありません。よって、ご質問の具体的契約を、示すことはできません。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答(第1回) 入札説明書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1				前文	『この入札説明書は、岐阜大学～(中略)～また、入札説明書に記載がない事項について、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答、実施方針に関する質問・回答に対する問い合わせ・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。』とありますが、「平成15年1月23日の要求水準書(案)」は破棄と考えてよいでしょうか。また『実施方針に関する質問・回答に対する問い合わせ・回答』とはどの資料を指すのでしょうか。	「平成15年1月23日の要求水準書(案)」は、「平成15年2月28日の要求水準書」に差し替えます。また「実施方針に関する質問・回答に対する問い合わせ・回答」とは、平成14年1月29日に公表したものをいいます。
2	2	6	(4)	事業概要	イ「大規模修繕業務については、大学が直接行う」とあるが、貴校が適切な大規模修繕を行わないことにより事業者に発生する費用・損害(維持管理費の増額等)は、当然に貴校が負担・賠償されるものと理解してよいのか。その旨、事業契約に明記してほしい。	ご質問のとおりです。
3	4	8	(1)		設計に関する資格要件で、「完了した経験を有する」とありますが、これは工事が完了していても設計業務が完了していればよろしいのでしょうか。	工事が完了していなければ、「完了した経験を有する」ことになりません。
4	5	8	3)	機械設備工事	機械設備工事の施工実績を記載する場合空調工事又は給排水衛生工事のどちらかの実績でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
5	5	8	(1)	入札参加者及び協力会社の資格等要件	建築・電気・管工事の分野ごとに有資格者を専属で配属する場合、各人が 〇に掲げる工事経験を有する必要があるか。	ご質問のとおりです。
6	5	8	(1)		資格要件で「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造～」と記載されていますが、鉄骨構造(S造)は該当しないのでしょうか。	鉄骨構造は、該当しません。
7	5	8	(1)		維持管理者の資格要件で「平成13・14・15年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA,B又はCの等級に格付けされている者であること」と記載されていますが、これは平成13・14・15年度の中で1年でも格付けされていれば良いのでしょうか。または平成13・14・15年度、3年間すべてにおいて格付けされていなければいけないのでしょうか。	少なくとも、平成15年度において格付けされていなければなりません。
8	9	17		入札金額の内訳書の提示	内訳書の明細について、事業契約書別紙9(p37)の記載事項以上の、どの程度迄の項目を用意すればよいのか。	できる限り詳しく積算ください。
9	11	25		支払条件等	独立行政法人化された場合、本事業の債務の扱いについてご教示願いたい。どのような予算措置が講じられるのか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。なお、この内容の追加確認方法等については、今後検討していきたい。
10	11	25		支払条件等	独立行政法人化された場合、貴校が事業契約上の義務を事業期間に亘り確実に履行するため、文部科学省は所要の措置を講じるものとの理解でよいのか。文部科学省はどのような措置を講じるのか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。
11	11	25		支払条件等	文部科学省より「独立行政法人化された場合、貴校が事業契約上の義務を事業期間に亘り確実に履行するために、文部科学省は所要の措置を講じる」旨を直接協定書(DA)等の書面で確認させていただけるのか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。なお、この内容の追加確認方法等については、今後検討していきたい。
12	11	25		支払条件等	独立行政法人化された場合の本事業の債務の扱いについては、事業契約書に明記されるとの理解でよいのか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。なお、事業契約書には明記しません。
13	11	25		支払条件等	国立大学法人法案(H15.2.28国会提出)第33条に基づき国立大学法人が発行する債券と、本事業の債務との関係(優先順位)をご教示願いたい。	お答えできません。
14	11	23		「特別目的会社の設立」について	「入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。」と記載されていますが、協力会社についてはすべての会社が出資しなくてもよいのでしょうか。	ご理解の通りです。協力会社にS P Cへの出資義務はありません。
15	12	25	(1)	支払条件等	a及びp.20 別紙1 2(2) で、施設整備費相当の第1回目対価支払時期の記載に矛盾がある。第1回目の支払時期を示して欲しい。	平成16年度下期の支払いが、第1回目となります。
16	11～12	25		支払条件等	大学の独立行政法人化後に、本事業における法人のP F I債務を最優先に位置することを、国、大学、事業者の3者間で書面で確認できないか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。なお、ご質問のような事項の書面化は想定していません。また、本事業における事業契約上の債務が大学の他の債務に優先されて支払われることはありません。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答(第1回) 入札説明書

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
17	12		25	(2)	サービス購入費の改定	施設整備費相当について、賃金水準または物価水準の変動により請負代金額の変更を請求できるとあるが、この規定の趣旨をご教示願いたい。金額が確定しないものに金融機関が対応することは極めて困難だと考える。	施設整備費相当の支払い額の改訂は、実施しないことに変更します。
18	12		25	(2)	サービス購入費の改定	『事業契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。』とありますが『請負代金額が不適当となったと認める』のは、それぞれ片方の認識で相手側に請求できると解釈してよいでしょうか。また、請求は認められるのでしょうか。	施設整備費相当の支払い額の改訂は、実施しないことに変更します。
19	12		26		事業者が付保する保険	文中の「事業契約書(案)別紙6」は「事業契約書(案)別紙5」の記載ミスではないか。	ご質問のとおりです。文中の「事業契約書(案)別紙6」は「事業契約書(案)別紙5」に訂正します。
20	13		3	(1)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	「可能な範囲で大学は必要な協力を行う」とは、どのような協力を指すのか。	大学ができて得る範囲での協力をいいます。
21	14	4	(2)		独立行政法人化	平成16年度を目途に開始が予定されている、独立行政法人化に伴い、長期債務負担行為は消滅すると思われま。独立行政法人化後の大学から事業者への支払いを確実なものとするため、長期債務負担行為に代わる何らかの措置を予定されていますか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。なお、具体的な予算措置については検討中です。
22	14		4	(2)	事業期間中の事業者と大学の関わり	国立大学の法人化が平成16年を目途に開始する予定とあるが、その段階で文部科学省(国)の債務負担行為は保証されるのか。されない場合は一括返済等が可能か。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙(国立大学法人化に伴うPFIの取扱について)見解を参照して下さい。
23	14		4	(2)	事業期間中の事業者と大学の関わり	『大学は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については事業者に報告する。』とありますが、これはどのようなケースを想定しているのでしょうか。	例えば、地震等の不可抗力発生時において、人命救助または、施設の損害軽減等の緊急を要する措置実施のための連絡がこれに該当します。
24	15		4	(5)	土地の使用等	現在、本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産に該当するとのことであるが、国立大学法人化に伴い、敷地等の資産についても行政財産から国立大学法人の財産に移管されるとの理解でよいのか。上記の場合、当該敷地に対し、国立大学法人がSPC以外の第三者の債務に対する担保として差し入れることを融資銀行として制限することは可能か。	大学の独立行政法人化後の土地の取扱いについて詳細は未定ですが、大学の本件土地の処分権能を融資銀行との関係で制約することを約することは考えていません。
25	16		(3)		入札時の提出書類	『入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、～の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、<>に掲げる部数及び電子データ(MO)を提出すること。』とありますが、『有価証券報告書等』の電子データは免除願えるのでしょうか。	ご質問のとおり、「有価証券報告書等」の電子データが困難なものは、免除します。
26	18	別紙1	1	(1)	「入札価格等の算出方法」について	「入札価格は事業期間中に大学が事業者に支払うサービス購入費の合計額とする。」とありますが、このサービス購入費の合計額は現在価値換算値の合計なのでしょうか。	「入札価格」は、様式集の様式16に記載する額をいい、現在価値換算前の名目額としてください。
27	19	表				構成される費用の内容の中で(不動産登記に係る業務等)とあるが、どのような費用を想定しているのか。また、不動産取得税について、国税と協議と説明会であるが、事業者が個別で問い合わせをするのか。	不動産登記に係る行政書士に払う手数料等を想定しています。不動産取得税については、現在大学が関係機関と協議中です。
28	19	別紙1	2		施設整備費相当	施設整備費相当の内容について、「大学が割賦で支払うことによって必要な割賦金利」との記載があるが、割賦金利の基準金利決定方法について示してほしい。なお、基準金利については、事業者の金利変動負担リスクを軽減するためにも、引渡予定日を基準日としていただきたい。	契約金額に係る割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とします。基準金利は落札者決定日における午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとします。なお、入札価格における基準金利の基準日は、平成15年5月2日(金)とします。
29	19	別紙1	2	(1)	「基準金利」について	支払金利は基準金利にスプレッドを上乗せしたものと考えますが、基準金利のベースは統一しないのでしょうか。	契約金額に係る基準金利は落札者決定日における午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとします。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 入札説明書

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
30	19	別紙 1			サービス購入費の支払方法	基準金利の設定日は、融資実行日という考え方でよいのか。金利等について追記変更があることを、入札説明会で示されたが、いつ頃、詳細に明示されるのか。	契約金額に係る割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とします。 基準金利は落札者決定日における午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）として、Telerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートとします。 なお、入札価格における基準金利の基準日は、平成15年5月2日（金）とします。
31	20	別紙 1	2	(2)	サービス購入費の支払方法	で文頭の「事業者」は「大学」の記載ミスではないか。	ご質問のとおり、「事業者」を「大学」に訂正します。
32	12及び20		25	(1)	支払期間・回数等	施設整備費相当の第1回目支払いは、竣工検査合格引渡し後の30日以内と平成17年10月以降のいずれが優先されるのか。	平成16年度下期の支払いが、第1回目となります。
33						不動産取得税の課税有無について、税務当局の見解が判明している場合、御教示下さい。	不動産取得税については、現在大学が関係機関と協議中です。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 様式集						
ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1	全般				枚数制限のない様式について、枚数制限はあるか。	枚数制限のない様式については、特に制限はありません。
2	全般			競争参加資格申請確認時の提出書類について	競争参加資格申請確認時の提出書類に入札説明書の参加資格で求められている要件を証明する資料等（例えば文部科学省の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）などは提出しなくても宜しいのでしょうか。	入札説明書の の1の（1）競争参加資格確認申請時の提出書類の を御覧ください。
3	様式7			設計実績	様式7においてCORINS登録番号とありますが、設計においてはCORINSには登録していないと考えられます。実績を確認する資料として契約書や完了届等でも宜しいでしょうか。	ご質問のとおりとします。
4	様式7及び9			設計実績 工事監理実績	工事名称の覧でCORINS登録番号を記入するようになっているが、必ずこの登録番号が必要か。	CORINS登録のある実績の場合は、CORINS工事カルテ受領書の写しを提出してください。CORINS登録のない実績の場合は、契約書等の写しを提出してください。
5	様式8			担当者の資格及び工事経験	様式8の備考2の上記内容を証明できる書類とありますが、これは担当者の資格を証明するもの、業務の実績を証明するものが必要だと思いますが、業務の実績確認資料は契約書等でもよろしいのでしょうか。	ご質問のとおり、業務の実績確認資料は、契約書等の写しを提出してください。
6	様式9,10			工事監理実績 建築工事の施工実績	様式9・10においてCORINS登録番号とありますが、CORINSに登録してある工事実績でしか実績として認められないのでしょうか。	CORINS登録のある実績の場合は、CORINS工事カルテ受領書の写しを提出してください。CORINS登録のない実績の場合は、契約書等の写しを提出してください。
7	様式10			建築工事の施工実績	施工実績の件数について、特に明記されていないが、1件でよいのか。また、複数件数をご指示の場合、件数の多少や規模の大小による審査での優位性はあるか。	必要な要件が確認できれば件数の制約はありません。なお、必要な要件以上の件数の多寡や規模の大小による審査上の優位性はありません。
8	様式10～様式11			建築工事の施工実績 配置予技術者の資格及び工事実績	施工実績及び配置予定技術者の工事経験について、施工実績の工事概要を証明する資料を添付する必要があるか。以下の場合につき、御指示願いたい。CORINS登録のある施工実績の場合、他の必要書類はあるか。CORINS登録のない施工実績の場合、代替えとなる書類を示してほしい。	CORINS登録のある施工実績の場合は、CORINS工事カルテ受領書の写しを提出してください。CORINS登録のない施工実績の場合は、契約書等の写しを提出してください。
9	様式12			維持管理業務実績	業務内容を証明する資料として、どのような書類が必要か示してほしい。（例えば契約書等の写し等）	契約書等の写しを提出してください。
10	様式12			維持管理業務実績	・・・ポット等の補足資料を添付する場合委託契約書の写しを添付しなければならないか。添付する場合契約金額は削除してよいか	業務実績を証明する資料とする場合には、契約書等の写しを提出してください。
11	様式12			維持管理業務実績	施設形態とは建物用途の意と解釈してよろしいか。	ご質問のとおりです。
12	様式2～様式17				入札書関連書類の代表者名について、代表取締役社長でなく、当該支店長名でもよいのか。また、様式15の委任状は、受任者：当該支店長名入札参加グループ代表者：社長名でよいのか。	入札書関連書類の代表者名については、文部科学省に登録している代表者名としてください。
13	様式20			資金調達計画	入札時において、様式20（資金調達計画）に、添付すべき必要書類はあるか。	入札参加企業及び入札参加グループ以外の金融機関を含む金融機関からの、資金計画における資金借入額以上となる融資予定額の関心表明書（LOI）を添付してください。
14	様式21			長期収支計画	消費税4%を含めた記入欄は「国のライフサイクルコストの国税収入」だけか。	損益計算書以外の表には、消費税等相当額を含めて下さい。なお、備考4は削除します。
15	様式21			長期収支計画	現在価値の起点について以下の点についてご教示願います。 ・ 現在価値は平成15年を起点とし割引引けば宜しいのでしょうか。 ・ 平成15年度の場合は、いつの時点（期初、期末）を起点とするのでしょうか。	現在価値は平成15年年初を起点としてください。
16	様式46			中長期修繕計画に関する提案（参考）	表中、30年度と記入されているが、30年間を想定するという意味か。また、横書きでもよいのか。	様式46では、中長期修繕計画に関する提案を参考として求めているもので、想定期間を30年間としています。想定困難な場合には、その理由を具体的に記述して下さい。また、記載表については、横書きとしています。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
1	2	2	3		公共性及び民間事業の趣旨の尊重	『2 大学は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。』とありますが、現在入札公示が発表されている他の大学の事業契約書に比べて建設引渡までの行為に対する事業者への罰則規定に重点が置かれておるように感じられます。 他方、13年間にもわたる長期間の事業運営に起こると予想される種々の問題点についての言及が少なく感じられ、事業運営を行う当事者の立場からは本契約内容では多少の不安が感じられます。 「実施方針」の「資料1 リスク分担表」に記載のある、以下の点に関して本契約書に明文化して頂けないでしょうか。 「事業者の責めによらない施設の損傷」に対する責任と負担の明文化。 「不可抗力」に対する大学と事業者の合理的なリスク分担規定の明文化。 維持管理では防ぎきれない「自然劣化」に対する責任と対処方法の明文化。	及び については、事業契約書（案）の通りとします。 については、自然劣化への対応は、不可抗力が原因のものを除き、維持管理業務の範囲内です。
2	3	2	6		本件事業の概要	書類の優先順位について、基本協定書は、本契約の次に位置するものとし、質問回答書は入札説明書等に含まれると考えてよいか。	質問回答は、それぞれについて、回答の対象となった資料と一体のものとお考え下さい。
3	3		8		許認可及び届出等	大学による許認可の取得、届出等とは、どのようなものを指すのか。	現在のところ、特に想定していません。
4	8		21		備品の搬入	大学が別途発注する備品の搬入作業は、引渡し後行われると考えてよいか。	引渡し前に行うことがありえます。その場合には、あらかじめ大学は事業者と協議して、スケジュールの調整等を行います。
5	12		38		引渡し	「引渡し書」の交付をもって引渡し完了とし、所有権の移転が成立したと考えてよいか。	契約書第32条及び第38条に記載のとおりとします。
6	12		38		引渡し	所有権保存登記の実施者及び費用負担者は大学と読めるが、表示登記及び不動産取得税についてはどうなるのか。	表示登記については事業者が行ってください。保存登記については、大学が行いますので、大学の要請があるときには、協力をお願いします。不動産取得税については現在、大学が関係機関と調整中です。
7	13	5	42	8)	設備計画の基本的要件一般事項	『維持管理業務の実施に要する費用は、消耗品の購入費用も含めすべて事業者の負担とする。ただし、本件施設の維持管理に伴う光熱水費は大学の負担とし、サービス購入費に含まないものとする。』とありますが、『要求水準書P32 2)業務水準照明』で『(管球等は大学より支給する)』とあります。 このほかに、大学側で支給を想定しているもの(例、トイレトペーパー・水石鹸等)がありましたら示して頂きたい。 また、要求水準書P11 8)設備計画の基本的要件一般事項『エ)機器設置及び施設の各種機器の集中管理パネルを設置する管理室を設け、その室を業務従事者の事務室とする』とあるが、『業務従事者の事務室』および『作業従事者のための休憩室』の取り分け・利用も『大学の負担』と考えてよいでしょうか。	42条を『維持管理業務の実施に要する費用は、消耗品の購入を含めてすべて事業者の負担とする。ただし、本契約又は要求水準書で大学の負担と定めているもの、及び本件施設の維持管理に伴う光熱水費は大学の負担とし、サービス購入費には含まないものとする。』と変更します(下線部を挿入)。この他に、大学が支給を想定しているものはありません。 業務従事者の事務室の光熱水費は、大学の負担とします。
8	13	5	42		費用負担	維持管理業務にともなう管理室等(国有財産)の使用許可の条項を挿入していただきたい。	事業者は、必要な場合、大学から使用許可を得て、本件施設の一部を維持管理業務のために使用できます。ただし、契約書にこのことを明記することはいたしません。
9	14	5	46		本件施設の修繕	『1 大学の責めに帰すべき事由により、事業者が本件施設の修繕又は模様替えを行った場合、大学はこれに要した一切の費用を負担するものとする。』とありますが、「不可抗力」、「自然劣化による損傷」、「入居者による損傷」、「第三者による損傷」など「事業者の責めによらない損傷」に対する「責任所在」と「合理的な負担のあり方」について、施設の所有者として考え方を示して頂きたい。	大学関係者の故意又は過失により施設が損傷した場合は、大学の責めに帰すべき事由による損傷となります。この場合、必要な修繕費は大学の負担となります。それ以外の第三者で事業者の業務を行う者以外の者による損傷等は不可抗力による損傷となり、事業契約に示した通りの責任分担となります。自然劣化による損傷は、不可抗力によるもの以外、補修等は事業者の業務の範囲内です。
10	14	5	45		近隣対策	『事業者は、自己の責任及び費用において、本件施設の維持管理に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するもの』とありますが、これはどのようなケースを想定しているのでしょうか。	特に現在のところ具体的な想定はありませんが、第45条は、施設の建設工事の場合と同様、維持管理業務を行うために近隣対策が必要な場合には事業者の責任と費用で行う旨を規定したものです。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答
11	15	2	6	(1) 第55条	『大学は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができる。この場合、本件施設の引渡が完了しているときには、大学はサービス購入費のうち、施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。また大学は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害を速やかに賠償する。』とありますが、 『当該解除により事業者が被った一切の損害』とは「事業者があらかじめ想定している事業期間中の得べかりし利益」を含むと考えてよろしいでしょうか。また、大学側からのみ『他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができる』というのは、「事業契約書（案）前文次頁」にある『上記事業について、発注者と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする』に照らして如何なものでしょうか。 『大学による任意解除』について、「大学の事由による解除」に関してある程度の条件設定をお願い致します。	第55条については、事業契約書（案）の通りとします。
12	15		50	別紙5 損害の発生	事業者の維持管理期間において、事業者に帰責する火災に備え総合火災保険を付保することは可能か。	そのような保険は、事業者の判断で事業者が加入してください。大学が施設の火災保険に加入することはありません。
13	16		53	サービス購入費の支払保留等	事業契約書別紙9（2）サービス購入費の支払方法の支払方法及び支払手続にて、サービス購入費は施設整備費相当及び維持管理費相当に区分し、各々のスケジュールに従い支払われる、また、モニタリング等による支払保留については維持管理費相当に対してのみ留保される旨、規定されている。よって、本条で支払保留の対象となるサービス購入費は維持管理費相当分との理解でよいか。それとも、施設整備費相当分を含む全てのサービス購入費が対象になるとの理解でよいのか。前者の場合には、事業契約書（案）における「サービス購入費の支払保留」という文言を「サービス購入費のうち、維持管理費相当分の支払保留」と修正・変更して頂けないか。	サービス購入費の支払いは、事業契約書（案）に示した通りです。
14	17	7	57	大学の債務不履行による解除等	『大学は、事業者に対して～（中略）～また大学は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害を速やかに賠償する。』とありますが、『当該解除により事業者が被った一切の損害』とは「事業者があらかじめ想定している事業期間中の得べかりし利益」を含むと考えてよろしいでしょうか。	大学は、相当因果関係にある損害を賠償します。
15	17		55	大学による任意解除	大学の任意解除に関して、施設整備費を解除前スケジュールに従って支払うとあるが、この場合事業が継続しないのにSPCの解散がファイナンス終了まで延期となり公平なリスク分担とはいえないのではないかと。	事業契約書（案）の通りとします。なお、契約解除後、大学と事業者間の債権債務がすべて清算されて、大学の事業者に対するサービス対価の支払いの金額が確定された後は、事業者が国に対する債権を融資銀行等に譲渡することについて事業者が大学に協議を申し入れることは可能です。
16	18	7	56	大学による任意解除	『大学が本契約上の重要な義務に違反し、事業者による通知の後60日以内に当該違反が是正されない場合、事業者は本契約を解除することができる。』とありますが、『大学の本契約上の重要な義務』とはどれを指すのでしょうか。また『当該違反が是正されない』と事業者が判断するだけで『事業者は本契約を解除することができる』と解釈してよいのでしょうか。	事業契約書（案）第57条のとおりです。大学の本契約上の重要な義務は、例えばサービス購入費を支払う義務があります。大学がサービス購入費を期限までに支払わず、事業者が催告しても60日以内に支払わなかった場合には、事業者は本契約を解除することが出来ます。
17	18		58	3 法令の変更等による解除	事業者側からも、大学への契約解除についても考えて頂けないか。	事業契約書（案）の通りとします。
18	20	7	61	損害賠償	第61条（損害賠償）は双方の契約不履行に対する損害賠償を規定している条項ですが、事業者の契約不履行についてのみ「懲罰的な賠償規定」となっていると思われまます。事業者側のみ負担を大きくする理由があるのでしょうか。	事業契約書（案）の通りとします。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）

ページ	章	条	項	項目	質問	回答
19	21	8	64	公租公課の負担	<p>『本契約に関連して生じる公租公課は～（中略）～公租公課の負担が新たに事業者が発生した場合、事業者はその負担について大学と協議することができる。』とありますが、『その負担について大学と協議する』ための原則的な考え方があれば示して頂きたい。他大学のPFI案件では、次のような「考え方」が公表されていますが如何でしょうか。</p> <p>『税制リスクの負担関係については、下記のとおりとする。』 (ア) 消費税 消費税は事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入しサービスの提供を受ける者が負担する税である。そのため、消費税に関するリスクはサービス料の支払者が負担する。 (イ) 消費税以外の税 法人税等は、法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であったり、地域社会の費用を多数のものに負担するための課税であり、本来的に事業者負担の税である。このため、法人税率等が引き下げられる等のプラスのリスクも含めて、法人税等に関するリスクは事業者が負担する。 (ウ) 税の新設 税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合にはサービス料の支払者が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には事業者が負担する。これに該当しない場合は、サービス料の支払者及び事業者が協議し負担する。』</p>	<p>ご質問の税制リスクについて、本大学が他大学と同様にすべき理由はありません。リスク分担については、すでに公表している資料からご判断ください。</p>
20	21	8	68	秘密保持	<p>『大学及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密』とありますが、『本件事業に関して知り得た相手方』の「情報」全てを『秘密』と解釈するのでしょうか。または『秘密』についてのある程度の「定義」を考えているのであれば、無用な混乱を防ぐ意味で示して頂きたい。</p>	<p>公表されていない情報または公知ではない情報で、本契約の当事者でなければ知りえない情報を想定しています。</p>
21	21	8	65	協議義務	<p>『1 大学及び事業者は、必要と認める場合は～（中略）～協議を求めることができる。』 2 本契約に関して生ずる一切の紛争～（中略）～委員会の斡旋を求めることが出来る。』 とありますが、『必要と認める場合』とは「片方のみ協議」でよいのでしょうか。また『求められた協議』については「必ず協議をする」ことになるのでしょうか。『委員会の斡旋』のための費用負担については折半と考えてよいのでしょうか。</p>	<p>協議については、一方当事者が必要であると認めるときに、他方当事者に対して、協議を求めることが出来ます。 協議を求められた当事者は、合理的な範囲のみ協議に応じればよいこととなります。 費用負担については、大学と事業者との協議事項と考えております。第65条2項は、「大学及び事業者は、・・・（中略）・・・委員会の斡旋を求めることが出来る。」となっており、必ずしも紛争が生じた場合に委員会の斡旋を求めなければならないわけではありません。</p>
22	21		66	銀行団との協議	<p>銀行団との協議については、「大学は、（中略）直接契約を締結することができる」との規定になっているが、本契約を締結する大学とはPFI事業権契約で文部科学省より事務委任されている発注者と同一者となる、との理解でよいのか。上記見解である場合、平成16年に予定されている国立大学法人化に際し、直接協定の締結者は文部科学省から国立大学法人に変更されるとの理解でよいのか。また、変更の際には、契約の内容はすべて継承されるとの理解でよいのか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
23	33	別紙7	2	不可抗力による追加費用の負担割合 維持管理期間	<p>『本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が発生案件ごとに、年間の維持管理費相当額～（中略）～の1%に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。』とありますが、追加費用額が『発生案件ごと』では、その解釈に幅があり後々の問題化が予想されます。 『発生案件ごと』ではなく、「1事業年度につき累計」に変更できないでしょうか。（参考）現在入札公示が発表されている他の大学の事業契約書では「追加費用及び損害が1事業年度につき累計で、1年間の維持管理費相当額の100分の1に至るまでは事業者が負担」となっている契約書もあります。</p>	<p>別紙7の第2項については、1事業年度に当該年度に適用される維持管理費相当分の100分の1までは事業者が負担し、これを超える部分は大学が負担するように変更します。</p>
24	33	別紙7		不可抗力による追加費用の負担割合	<p>不可抗力による追加費用の事業者負担に関して、「発生案件ごとに～1%」とあるが、この条件では事業者に無制限の負担リスクが発生する。合計で1%の負担となる等の変更が必要ではないか。</p>	<p>別紙7の第2項については、1事業年度に当該年度に適用される維持管理費相当分の100分の1までは事業者が負担し、これを超える部分は大学が負担するように変更します。</p>
25	18	58	7	別紙12 法令変更による追加費用の分担規定	<p>『2 前項の協議が当該法令変更～（中略）～及び別紙12として添付する法令変更による追加費用の分担規定に従うものとする。』とありますが、不確定要素の多い将来の法令変更について『別紙12』の規定のみでは対処方法に柔軟性を欠く恐れが考えられます。本条第2項に以下の条文の追加の検討を是非、お願いいたします。「なお、大学及び事業者は、必要に応じ、関係者協議会においてかかる追加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。」</p>	<p>法令変更による費用増加の場合には、第58条第1項に従い、大学と事業者が協議を行うことを想定しています。</p>

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 事業契約書（案）							
ページ	章	条	項	項目	質問	回答	
26	21	8	66		銀行団との協議	第66条における、「本件事業の継続性の確保」とはどのような事象を想定しているのでしょうか。あるいは現段階において、どの事業者が落札しても金融機関等と直接契約することを想定していますか。	「本件事業の継続性の確保」とは、事業者の提供するサービスの質に問題が発生した場合に、これが是正される方向で融資銀行が大学に協議を申し入れたときに、大学が協議に応じるということです。また、金融期間との直接協定については、どのような金融機関が事業者に融資を行うこととなるかに関わらず、大学と当該金融機関との協議が整った場合、当該協議の結果に基づいて締結されます。
27	22		73		権利の譲渡制限	大学が権利を譲渡する際、事業者の承諾を得ることの内容を追加してほしい。	大学の独立行政法人化の場合を除き、大学が本契約上の権利義務を第三者に譲渡することは想定できません。
28					契約の発注者	大学が法人化された場合は、本事業契約の発注者の名義を変更する予定とあるが、契約上の地位及びに債権、債務の譲渡も同時に行われるものと考えてよいか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙（国立大学法人化に伴うPFIの取扱について）見解を参照して下さい。
29					契約の変更	本契約に変更が生じた場合、大学、事業者双方協議により変更内容を決定する、という項目を追加していただくことは可能でしょうか。	本契約の変更については、特段の規定がある場合を除き、契約当事者の合意がなければなりません。契約法理から当然のことであって、明文化する必要はありません。
30					発注者	政策研究大学院大学のPFI事業に関し、文部科学省様より平成15年3月17日付「国立大学法人化に伴うPFIの取扱いについて」にて、国立大学法人化に伴う財源措置、予算措置に関するご回答があったが、本事業についても同様の位置付けとなるの理解でよいか。また、文部科学省様からの文書は、本事業個別に対する文書として新たに公表して頂けるのか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙（国立大学法人化に伴うPFIの取扱について）見解を参照して下さい。
31					発注者	平成15年2月18日に政策研究大学院大学様より「国庫債務負担行為は消滅し、中央省庁等改革の推進に関する方針 予算措置の手法 イにて運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする」との見解が示されているが、本事業についても、PFI契約で定める施設の建設に係る対価に相当する額は「施設費」として、また維持管理業務に係る対価に相当する額は「運営費交付金」として、それぞれ区分して手当てされるの理解でよいか。また、上記のとおり区分された場合、「施設費」として国より手当てされた額は、すべてPFI事業契約に基づくサービス購入費に充当されるの理解でよいか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙（国立大学法人化に伴うPFIの取扱について）見解を参照して下さい。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 要求水準書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1	1	(2)	2)	整備方針	に共用スペースは少なくとも延べ面積の2割以上と記載されているが、2(4)4)の全学共用スペースの面積は2割以下となっているので、どのように理解したらよいか。	全学共用スペースの2割は、居室面積の合計に対する比率とします。(1080/4940×100=21.8%)
2	3	(4)		施設概要	計画建物と、地域共同研究センター及び既存工学部校舎とのレベル関係を示してほしい。	既設建物及び計画建物の設計G Lは、標高13.0mとし、各建物の1 F Lは、設計G L + 1000mmとします。
3	3	(3)	5)	文部科学省機械設備工事標準仕様書(平成14年版)	要求水準書中で、配管・ダクト材の指定がありませんが、標準仕様書P19～26 第2編 共通工事 第2章 配管工事 第1節 配管材料 の表では用途毎に数種類あり、特記によるとなっております。ダクト材は、標準仕様書P164～171 第3編 空気調和設備工事 第1章 機材 第13節 ダクト及びダクト付属品 の中で数種類のダクト材がありますが、用途等の指定はありません。配管・ダクト材等は、標準仕様書を基に、用途等を考慮し、適宜選定できるものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	4	(4)	2)	インフラ整備状況、計画概要・ガス	『隣接する既設屋外排水管に接続する』とありますが、本入札提案においては、「既設屋外排水管は、本施設からの排水を受け入れる能力がある」と考えて提案してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
5	4	(4)	2)	インフラ整備状況、計画概要排水(汚水・実験系洗浄水)雨水排水	『既設地中埋設管より引き込む』とありますが、本入札提案においてはガスヒートポンプ空調機系統と一般系統は同一配管から引き込んで支障無いものと考えてよろしいでしょうか。また、大学敷地に引き込んである岐阜ガスの現状の契約種別が分かれば、御教授願いたい。	同一配管からの引き込みで結構です。なお、平成16年度には、大口供給契約となる予定です。
6	4	(4)	2)	インフラ整備状況、計画概要	上水道・排水について既設管から引込み、接続とありますがインフラの増強はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
7	4	(4)	2)	インフラ設備状況・計画概要	既設配線ルート・既設機器調査及び資料提供は可能か。内容として本工学部電気室・地域共同研究センター中央機械室・総合情報処理センターの配線ルート及び接続機器の内容・幹線系統等の確認事項	調査及び保管されている資料については、提供可能です。
8	5	(4)	4)	施設構成	入札説明会時、延面積6,830㎡の算定は、「国有財産法上の面積カウント」と表現されていたが、どの様な規定がなされているのか示してほしい。	「国立学校工事契約事務必携《平成14年版》第九章事務処理関係(6)国有財産台帳等取扱要領について」による。ただし、屋外階段・ピロティ等は、面積に算入しないこととする。
9	5	(4)	2)	インフラ整備状況、計画概要	屋内消火栓は既存工学部より岐支となっておりますが、消火用補給水槽の要否が明記されていません。1階階高4.2m以上、2階以上階高4.0m以上の要求より、R階レベルは1FL+32.2m以上になりますが、既存校舎のR階レベルは1FL+28.5mとなっております。既設消火用補給水槽レベルによっては、今回建物の屋上に設置するか、既設水槽レベルを上げる必要があると思われる。既設消火用補給水槽の現状設置レベルをご指示下さい。	消防用補給水槽は、不要です。なお、屋内消火栓用の補給水槽は、中央機械室内の圧力タンクによります。
10	6	(1)	5)	近隣への配慮	この場合の近隣とは、大学構内を意味するのか。範囲を限定してほしい。また、近隣校舎で、騒音振動等についての基準を示してほしい。	近隣とは大学構内を想定しています。
11	6	資料4	(1)		屋外電力線(6000Vループ式)は既設共同溝・ピット内に接続(2箇所)するものと考えてよろしいでしょうか。	既設電気室遮断器まで、既設ケーブル撤去のうえ新設してください。
12	7	(2)	4)	施設設置計画及び動線計画	「水枯れ」とはどのようなイメージで考えればよろしいでしょうか。	「水枯れ」は、削除とします。
13	7	(3)	1)	設備建物フロア構成	・4屋上の設備点検用の昇降は屋外階段を使用するものと考えてよいか。	内部階段の使用としてください。
14	7	(3)	1)	整備建物フロア構成	・2及び・3の各ユニットの所用面積合計を約600㎡以上とし、約300㎡に区切って利用できるものとするに記載されているが、多目的ユニットは、どのように考えたらよいか。	多目的ユニットは、所用面積合計に算入してください。
15	7	(3)	2)	平面・動線計画	検針については、電気・水道・ガスの集中監視とし、各フロアに2ヶ所取付か。もしくは、電気関係1ヶ所・機械設備関係1ヶ所の計2ヶ所の意味が明確にして頂きたい。	1フロアは、2グループによる使用を想定しています。従って、電気、水道、ガス各々について、各フロアを2分したそれぞれについて計量するものとします。
16	8	(3)	1)	建築・土木計画に関する基本的要件	- 1のリフレッシュコーナー(約18㎡)の中に、湯沸室4㎡を含めて計画してよいか。	ご質問のとおりですが、面積は個別に確保してください。
17	8	(3)	1)	建築・土木計画に関する基本的要件	- 1、3の研究ユニット、多目的ユニットは、それぞれ2分割、3分割して利用できる様にするかあるが、分割の方法は、将来的に間仕切壁を想定しているのか、若しくは、本棚等での簡易的な使用方法の想定かどちらで考えているのか。多目的ユニットに供給する給排水等諸設備も、上記分割単位ごとに必要なか、示してほしい。	間仕切りを想定しています。電気設備においては、照明設備、火災報知設備以外は最小単位をまたがる配線、配電範囲を避けること、照明点滅区分を容易に変更できること、将来的に間仕切り設置にあたり障害とならない配置としてください。なお、給排水については、分割の必要はありません。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 要求水準書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
18	8	3	(3)	1)	ユニットプランの整備について	『各ユニットのインフラ供給量は、各階2箇所で検針出来るものとする。』とありますが、『各階2箇所で検針』とは「各ユニット毎の計量を各階2箇所で表示検針」できるようにするのでしょうか。それとも、「各階のユニットを適宜2グループに分割し、各グループの表示検針を別々に行う」ようにするのでしょうか。	要求水準書に対する質問No15、19の回答を参照してください。
19	8	3	(3)	1)	ユニットプランの整備について	『各ユニットのインフラ供給量は、各階2箇所で検針出来るものとする。』とありますが、計測の種類には、給水、ガス、電気等がありますが、大学側で計測を考慮しているものがありましたら御指示下さい。また、ガスヒートポンプ空調機用のガス、電気の計測は各ユニット毎に行いますか。	給水、ガス、電気を想定しています。ガスヒートポンプは、買取メーターを、屋上室外機に設置してグループ毎に計量してください。
20	8	3	(3)	1)	ユニットプランの整備について	『実験ユニットについては、給排水、電気、情報、ガス、給湯、空調換気、照明を最小単位ごとに供給できるようにし、最小単位で隔離できるように整備する』とありますが、最小単位ごと供給とは、どのような仕組みをイメージしているのでしょうか。（例、給水に「廊下」をユニットごとに設ける。配管は共有）	電気設備は、要求水準書に対する質問No17の回答を参照してください。給排水、ガスについては、部屋の中央に配置し、二重床内をコロガシ配管とします。
21	8	3	(3)	1)	ユニットプランの整備について	実験ユニットは研究ユニットと隣接して整備と記載されているが、隣接とは、どの程度の距離範囲までと理解したらよいか。	廊下をはさんで隣接する程度とします。
22	8	3	(3)	1)	ユニットプランの整備について	各ユニットのインフラ供給量は、各階2箇所で検針できるものとすると思いますが、その計量単位、方法は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。・検針単位は各ユニット最小単位毎とし、研究ユニット・多目的ユニットを分割して使用する場合の対応はしない。・各検針用メーターは直読式とし、給水・ガス・電気メーターを各階2箇所にまとめるものとし、遠隔検針には対応しない。・リフレッシュコーナー、便所、廊下、倉庫等の検針用メーターは不要とする。・空調用ガス量の検針は、1階屋外に直読式メーターを設置し、建物全体の一括検針とし、空調面積に応じユニット毎に按分するものとする。	電気設備は、要求水準書に対する質問No15、19の回答を参照してください。
23	8	3	(3)	1)	ユニットプランの整備について	各ユニットは、上下階に影響を及ぼすこと無く設備や間仕切りの改修が出来る構造とすることとありますが、給排水設備は実験ユニットのみ対応とし、研究ユニット・多目的ユニットの手洗い用給排水設備は床下配管と考え、配管改修時は下階より改修できるものと考えてよろしいでしょうか。	研究ユニットもO Aフロア - となるため、上階で処理するものとする。改修時には、同じ階の二重床内で配管改修が可能なものとする。床下階での改修を要しない構造としてください。
24	8				ユニットプランの設備について	各階2箇所で検針とありますが給水：トイレ系統と実験・研究系統ガス：湯沸室系統と実験系統と考えてよろしいでしょうか。	電気設備は、要求水準書に対する質問No15、19の回答を参照してください。各階2講座入居するため、講座の使用量を計測し、共有部分は全体で計量するものとする。
25	8					「約300㎡単位で分割して利用できるようなゾーニングを行う」とありますが、実験ユニット(1)(224㎡)、実験ユニット(2)(260㎡)、研究ユニット(72㎡)、多目的ユニット(69㎡)は、各々分割ゾーニング出来ないまとまりのユニットとして考えるのでしょうか。	実験ユニット(1)が2ユニット、(2)が1ユニット、研究ユニット1ユニットがまとまったゾーンとして利用できるようにしてください。また、多目的ユニットは、リフレッシュコーナー等に近いエリアで、その1/2を分割利用可能としてください。
26	9	3	(3)	1)	建築・土木計画に関する基本的要件	に汎用性のある実験機器、設備を配置し」とあるが、具体的にどのような機器、設備を言うのか。	要求水準書 別表(4)を参照して下さい。
27	9	3	(3)	1)	平面・動線計画	既存棟と連絡する渡り廊下についても、バリアフリーが必要か。	バリアフリーについては、要求しません。ただし、物品の移動が台車等で行えるよう配慮してください。
28	9	3	(3)	1)	建築・土木計画に関する基本的要件	教育研究ゾーンと共通コア部分の明確な分離とは、どのような事を言うのか。	かかる分離とは、便所等の水廻り及びエレベーター階段室をまとまりのある配置とし、適法かつ必要な区画をゾーニングしてください。
29	9	3	(3)	2)	平面・動線計画	実験関係の諸室とは、具体的にどのようなものですか。また、その諸室は各ユニットの面積の中に含まれているのか。	実験内容については、契約後のヒアリングにより具体的に提示します。また、その諸室は、ユニットの面積に含まれています。
30	9	3	(3)	1)	設備建物フロア構成	教育研究ゾーンと共通コアの明確な分離とはどのような意味合いか。	要求水準書に対する質問No28の回答を参照してください。
31	9	3	(3)	1)		既存工学部校舎との動線を考慮して、既存8層分について渡り廊下で連結すると記載されているが、1階もインドアと理解するのか。	ご質問のとおりです。
32	10	3	(3)	5)	内装計画	「使用する材料は、アスベスト等の化学物質を含むものを極力さけるとともに関連法規に遵守」とあるが、関連法規とはどのようなものか。また、学校衛生基準についても、正式名称を示してほしい。	「建築基準法関係 シックハウス対策技術的基準」（国土交通省）及び「学校環境衛生の基準」（文部省体育局長裁定）です。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 要求水準書

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
33	10	3	(3)	10)	機械設備 排水設備	『排水方式は雨水・汚水・実験の分流式とする』とありますが、ここでの『実験』排水とは、「P4にある『実験系洗浄水』排水」のことで、「無処理」で既設屋外排水管に接続できる排水のことと解釈してよろしいでしょうか。また、これ以外のいわゆる「特殊排水」は、本提案においては、別途と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
34	10	3	(3)	8)	一般事項	工)機器設置及び施設の各種機器の集中管理パネルを設置する管理室を設けとありますが、集中管理する機器の範囲及び管理内容をご指示下さい。	集中管理する機器の範囲及び管理内容は、次のとおりとします。 自動火災報知設備受信機：火災関連管理。 非常放送設備：火災管理、非常放送に係る管理。 非常用発電設備管理盤：起動停止故障管理。 E V用インターホン：E V内との連絡用。 入退館管理盤：入退館管理。
35	11	3	(4)	3)	設備計画の基本的要件 一般事項	『風水害・落雷・断水・停電・大火等の災害を考慮して計画する』とありますが、想定している災害の程度がありましたら示して頂きたい。また、災害発生時にも特に機能を確保する必要がある部分が想定されているのでしたら御指示下さい。「最小限の機能確保レベル」等もあれば、御指示願います。また、上水道の供給信頼性については、「供給側の責任範囲にて、本施設側の供給責任を事業者が負う」と解釈してよろしいでしょうか。	関連法令に準拠した一般的な範囲を想定しています。なお、上水道の供給信頼性については、ご質問のとおりです。
36	11	3	(5)	3)	設備計画の基本的要件 一般事項	『機器設置及び施設の各種機器の集中管理パネルを設置する管理室を設け（略）』とありますが、集中管理の項目について想定されている基準等がありましたら、御指示願います。	要求水準書に対する質問No34の回答を参照してください。
37	11	3	(5)	3)	設備計画の基本的要件 一般事項	『機器設置及び施設の各種機器の集中管理パネルを設置する管理室を設け、その室を業務従事者の事務室とする。』とありますが、「清掃業務にあたる作業従事員」の「休憩更衣室」等の配置を本施設内に検討してよろしいでしょうか。	管理室は、作業従事員のための休憩更衣室兼用としてください。
38	11	(3)	8)		一般事項	日常清掃の対象は、廊下・階段及び各階共通部分とし、実験室・研究室等の内部は除く。とありますが、各階共通部分とは、要求水準書P5(4)施設概要4)施設構成区分の廊下、階段等（玄関ホール・WC・EV・管理室）コア部分とリフレッシュコーナーのことをいい、多目的ユニット、実験ユニット、研究ユニットは含まないと理解してよろしいですか。	ご質問のとおりですが、E P S及びP Sも除きません。
39	11		9)		電気設備 電灯設備	各部屋の照明器具で、ル・L'付照明器具、NAX（電磁波）低減フィル付照明器具等、特殊な照明器具の設置を必要とする部屋はあるのでしょうか。	3階～5階の情報系研究室、実験室はルーバー付き照明器具（JIL5004-2000によるグレア分類V3以上）とします。その他法に規制される照明以外の特殊照明はありません。
40	11		9)		電気設備 電灯設備	各部屋のコンセントについては、本提案においては、100V、200V対応のみとし、特殊な電圧（240V、400V）のコンセント等については別途工事と考えてよろしいでしょうか。	単相100、200V及び3相200V以外は、別途としてください。
41	11		9)		電気設備 受変電設備	ル・P式で受電する時に、本提案においては、既設本学工学部及び、地域共同研究センターの「仮設電源（受電工事に伴う停電）工事」は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	仮設電源は不要です。
42	11		9)		電気設備 非常用自家発電設備	非常用自家発電設備は、本提案においては、関連法規の非常電源装置として設けるのみとし、それ以外は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
43	11				非常用自家発電設備	負荷として、非常用E L V以外の負荷は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	関連法規に従ってください。
44	12	2	(4)	2)	インフラ整備状況、計画概要 上水道（市水・井水）	『P12 10)機械設備 給水設備』に『1階は市水直結』とありますが、本入札提案においては、『既設地中埋設管より引き込む』のみで、「給水圧力は満足する」と考えて提案してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
45	12	3	(3)	9)	電気設備	電話設備で幹線EM-CCPO.5-200P 中央機械室交換機に接続と考えてよいのか。電話機については、本工事にて配備するののか。	電話幹線については、ご質問のとおりです。電話機は別途大学が調達する予定です。
46	12	3	(3)	10)	給水設備	2階以上の給水は井水とし、最上階の必要給水圧118kpa程度で加圧給水ポンプを設置するとありますが、既存井水管よりの本研究棟可能取水容量、本研究棟の使用給水量が不明です。受水槽の要否、加圧給水ポンプ容量、給水引き込みサイズ検討のため、以下の条件をご提示下さい。・既設井水設備設備図・本研究棟井水可能取水容量（l/min）又は井水源可能供給量（l/min及びl/日）と現状井水使用量（l/日）・既存1階井水供給圧力392kpaの測定場所、及び給水圧安定状況（給水圧に変動が無いか）・本研究棟の予想給水量（l/日）	受水槽は不要です。加圧給水ポンプは、8階のみ検討してください。既設井水設備は、井水揚水ポンプ2t/Mで受水槽250t×2台へ送水する。受水槽より井水給水ポンプ1.25t/M×50m×4台で各建物に給水している。 井水源可能供給量は、1400 t/日（うち、現状井水使用量は800 t/日）、圧力測定場所は、工学部E棟1階WCで給水圧に変動はありません。また、本研究棟の予想給水量は45 t/日です。
47	12		10)		給水設備	最上階での井水必要給水圧力は118kpa程度とありますが必要給水圧力は吐水圧と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

岐阜大学総合研究棟施設設備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 要求水準書

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
48	12		9)		火災報知設備 中央監視設備	火災報知設備・防火防排煙設備は既存中央機械室へ移報する。中央監視制御設備 受電電流等の監視制御のため中央機械室に中央監視設備を増設。とありますが、総合研究棟施設の防災設備の発報や受電電流等の監視記録をするのは次のどの体制をお考えですか？ 現在中央機械室に常駐されている設備員3名が行う。 新たに研究棟専属の設備員を設け監視する。 設備員は設けなくてもいいが、監視・記録・復旧等できる体制であれば良い。	緊急時の応動体制、日常の異常監視として遠方監視を整備するものとしませんが、常時は とします。
49	12		9)		電気設備 情報設備	ル・タ、HUB、サ・バ、サ・バ用UPS等の情報機器類は、別途工事と考えていいでしょうか。	ご質問のとおりです。
50	13	3	(3)	11)	外構計画における基本的要件	- アの工用地敷地の範囲を明確に指示してほしい。 拡大図面で出来ればお願いしたい。	工用地敷地範囲については、資料5工用地敷地範囲とします。また、拡大図が必要な場合は、担当部に申込みのうえ大学まで受取り願います。
51	13	3	(3)	10)	機械設備 給水設備	『(略)井水の水質については大学が保証する』とありますが、本入札提案においては井水を洗浄水として利用している衛生器具等は標準仕様書を使用して支障無いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
52	13	3	(3)	10)	緊急シャワー設備	高層階6階から8階については、各階緊急シャワー設備を2箇所設置するとありますが、給水は直近実験ユニット等の給水管より供給するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
53	13				エレベーター設備	既存守衛室はどの建物のどこに設置されておりますか。また24時間対応でしょうか。	既存守衛室は、大学入口付近にあり24時間対応です。また、エレベーター内部に連絡用内線電話を設置してください。
54	14	3	(4)	2)	廊下、階段等の要求水準	- アごみ置き場としての仮置きできるスペースの面積を示してほしい。	適宜判断のうえ、各階に設置してください。
55	14	3	(4)	2)	廊下、階段等の要求水準	ア廊下の幅員で、2.1m以上必要とあるのは、両側居室のみと考えてよいか。	ご質問のとおりですが、片側居室についても工学部校舎による実験機具の移動を考慮してください。
56	14					廊下幅は有効2.1m以上確保とありますが、中廊下・片廊下の廊下形式にかかわらず全て2.1m以上の廊下幅員が必要でしょうか。	要求水準書に対する質問No55の回答を参照してください。
57	16	別表1			各エリアの要求水準 凡例(j)室内環境	E1、E2の室内湿度条件の指示がありますが、一般的ガスヒートポンプ方式の場合、空調機が室内温度により作動するため、夏季の湿度は成行となります。E1、E2の夏季の湿度条件については、負荷計算上の条件値と考え、夏季の湿度は成行、冬季の湿度は加湿器にて制御、E3については湿度制御無し、と考えてよろしいでしょうか。	冬季の湿度も成行とを考えます。
58	16	別表1			各エリアの要求水準 凡例(j)室内環境	全学共用スペースの実験ユニット(3)の室内環境がE2となっておりますが、情報管理機器の台数・種類・使用状況により空調機器容量が大きく変わります。内部発熱条件(W/m2)をご指示下さい。	内部発熱条件は、220W/m ² とします。
59	16	別表1			各エリアの要求水準 凡例(j)室内環境	実験ユニット(1)(2)の室内環境がE3となっておりますが、内部発熱により空調機器容量が大きく変わります。内部発熱条件(W/m2)をご指示下さい。	内部発熱条件は、220W/m ² とします。
60	17	3	(4)	3)	各エリアの要求水準	【別表1】(C)電源設備の各電圧容量については、国土交通省設計基準の負荷の補正係数を考えてよいか。尚、特殊付帯設備の容量含まれていると考えてよいか。	文部科学省電気設備工事設計資料によるものとします。また、室内に設置する特殊付帯設備の容量を含みます。【別表1】(C)電気設備・機器用単相・三相欄は、一室あたりの全容量で記載しています。実験ユニット(1)は、機器用単相・三相容量を、単7.5KVA、三15KVAに訂正します。
61	17	3	(4)	3)	各エリアの要求水準	(e)電話・情報設備でI1：電力・情報ペアジョイントボックス(スイッチングハブ付)と記載されているが、ボックス収納内容を明確に指示してほしい(電力負荷内容・スイッチングハブのポート数等)。I2：情報ユニット(電話・LAN)についてスイッチングハブを単独で設置するのか。	I1は、文部科学省電気設備標準図集(平成14年版)96頁、電力-32の項に記載された記号TOAの盤相当品を用意し、端子盤部にスイッチングハブ設置スペースを用意してください。想定するスイッチングハブ下流口数は、1口/4m ² 、OAフロア内情報コンセント及びコンセントまでのUTP5eの実装数は、1口/8m ² (端数切捨て)とします。また、単相電源は、100V回路は1回路/5m ² 以上、予備回路ははその2割以上、予備スペースはその1割以上(端数切上げ)とし、200V回路は2回路以上とします。三相電源は盤内に2回路以上を用意してください。
62	17	別表1			設備室等屋上	特殊設備として『ドラフト排風機』『出入口の施錠方式：K2』とありますが、仕様が明記されておりません。排風機本体は別途工事と考えてよろしいでしょうか。また、屋外露出設置でよろしいでしょうか。ドラフトチャンパー等の特殊排気は、仕様書に御指示がありませんので、屋上で排気処理は不要と考えてよろしいでしょうか。またその場合、ドラフトチャンパー等の同時使用率を想定されているのであれば、御指示願います。	施錠K2の使用については、要求水準書16頁に記載されています。排風機本体は、本工事とし、屋外露出とします。屋上での排気処理は、不要とし、ドラフト本体で排気処理とします。ドラフトと排風機は、全て1対1で考えています。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 要求水準書

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
63	17	別表1			実験ユニット及び研究ユニット等	各ユニットにおいて、特殊な物質等の使用により著しい物理的汚染の原因となるものの使用はありませんか。	特に予定しておりません。
64	17	別表1				別表1には湯沸し室4㎡の記載がありませんが、リフレッシュ18㎡に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	リフレッシュ18㎡には、湯沸し室4㎡の面積は含まず、隣接させて計画してください。
65	18	別表1			階	渡り廊下を9層分との記載がありますが、2階を2層と考えて9層と理解してよろしいでしょうか。	既設工学部校舎8層+地域共同2階1層=9層とします。
66	18	別表1			特殊設備欄	屋上機械室は特殊設備欄にEVとありますが、この機械室はEV機械室と解釈し、EV機械室は別途設ける必要がないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
67	19	3	(5)	(a)	一般事項	『本事業により事業者が調達する特殊付帯設備については【別表3】に示す特殊付帯設備製品又は同等品以上を調達するものとする』とありますが、『調達する』とは「とりそろえること」という意味でよろしいでしょうか。つまり「資金は大学が用意する」ものと考えてよろしいでしょうか。それとも、事業者がほかの建築設備と同様に「施設整備費」に含まれるものとするのでしょうか。後者の場合、これら『特殊付帯設備』の維持管理責任は大学にあると解釈してよろしいでしょうか。また、これら『特殊付帯設備』に接続するダクト・配管設備等で、「腐食性のあるガス・排水等」による設備の劣化が予測されますが、これに対する「大学」と「事業者」の合理的なリスク分担の考え方を示して下さい。	事業者が調達する特殊付帯設備の調達費用は、施設整備費に含まれます。かかる設備の維持管理は、大学が行います。また、腐食性のあるガス・排水等に起因する設備の劣化リスクは大学負担とします。
68	21	別表3	注2		特殊付帯設備製品リスト	低温庫の床仕上げは木製スノコと考えてよろしいでしょうか。	ビニルシートの上に木製スノコとします。
69	22	別表4			階別特殊付帯設備一覧	将来的にドラフトチャンパー増設の可能性を考え排気ダクトスペースを計画する必要はありますか。	1フロアに1台程度の増設可能性があります。
70	22	別表4			階別特殊付帯設備整備一覧	6~8階にドラフトチャンパーを設置していますが、ドラフトチャンパーを運転した場合の外気負荷を見込んだ場合、空調機容量が大きくなります。ドラフトチャンパー運転時の外気負荷は空調負荷に見込まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
71	22	別表4			階別特殊付帯設備整備一覧	特殊付帯設備整備一覧表の機器は、キッチン流し・手洗い器も含めすべて実験ユニット内に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	実験ユニット、多目的ユニット、及び研究室ユニットに設置してください。
72	25	3	(6)	3)	現場説明内容	大学の独立法人化後も工事継続の場合、土地所有者に変更が生じても借料は無償と考えてよいか。	ご質問のとおりです。
73	31				機械室	機械室には適切な位置に消火器を配置し、消防法により設置されている消火器が適切な位置に配置されていることを確認すればよいのか、または事業者にて任意に別途設置すべきでしょうか。	関連法令に準拠し、適切に配置してください。
74	32	4	(5)	2)	業務水準	排水の項目で、すべての溝、排水パイプ、汚水管、排気管、下水溝、トラップ等は、漏れがなく、腐食していない状態を維持する。とありますが、13年間に渡って常にこのような状態を維持するには、一部現実的でない部分があると思われます。管材等について、特に指定するようなものがありましたら、御指示下さい。	実験排水管の仕様は、SGP-PBとします。
75	34	4	(7)	2)	業務水準	『日常清掃』『定期清掃』という表現がありますが、以下の解釈でよろしいでしょうか。 『日常清掃』・・・「日単位等の短い周期で行う清掃業務（休日を除く）」 『定期清掃』・・・「週単位、月単位及び単位の長い周期で行う清掃業務」	ご質問のとおりです。
76	34		7)		日常清掃 定期清掃	日常清掃の対象は、廊下・階段及び各階共通部分とし、実験室・研究室等の内部は除く。とありますが、各階共通部分とは、要求水準書P5(4)施設概要5)施設構成区分の廊下、階段等（玄関ホール・WC・EV・管理室）コア部分とリフレッシュコーナーのことをいい、多目的ユニット、実験ユニット、研究ユニットは含まないと理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
77	34				定期清掃	・・・と外部ガラス等とし、実験室・研究室等の内部は除く。実験室・研究室等のガラス清掃は外面のみで部屋内は除外して良いか。	ご質問のとおりです。
78	17~18	別表1			各エリアの要求水準	床荷重について積荷荷重には、床用、架構用、地震用の3種類がある。今回の各居室の場合には、架構用、地震用はどのように設定すればよいのか。	学校建築構造設計指針・同解説（平成8年版）によるものとします。
79	20, 21	別表2 別表			各エリアに関する予定の設備・備品等 特殊付帯設備製品リスト	大学側で調達されますサイド実験台（可動）はリストには記載されていないと考えてよろしいですか。	ご質問のとおり、大学側で調達する可動の実験台は、別表(4)リストには記載していません。
80	資料3				施設土地利用計画図	工事用敷地として使用できるのは総合研究棟計画建物範囲図の部分と考えてよいか。また外構工事計画範囲も同上の範囲と考えてよいか。	工事用敷地については、資料5工事用地範囲とします。また、外構工事範囲も同じ範囲とします。なお、設備工事（引込み工事）については、施設建物までの配管・配線ルートを含めるものとします。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 要求水準書						
ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
81	資料3及び5			計画建物範囲総合研究棟	計画建物範囲の寸法及び工事用地（道路を含む）の範囲の現況測量図（平面、レベル）と既存の工学部校舎並びに地域共同センターの各1階床レベルとの相関関係が不明なので明示いただけないか。	計画建物は、資料3に示す範囲内に配置するよう計画してください。また、1階床レベルについては、要求水準書に対する質問No2の回答を参照してください。
82	資料6			各階平面図	実験室外のバルコニーは設備用基礎がプロットされていますが設置予定機器は何をご予定でしょうか。	本資料は、既存工学部校舎の図面です。
83	別表1 別表				別表1の「生活用給排水」欄S1、S2と別表4の「キッチン流し」「手洗い器」は別々に必要でしょうか。	リフレッシュコーナー、管理人室、湯沸し室においては別に設置してください。
84					地中障害の取り扱いについて示してほしい。	本施設の整備上支障となる既設管の移設工事は、本工事に含まれます。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） 基本協定書（案）

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
15	別紙			出資者誓約書 4	金融機関が事業者の株式の一部又は全部に担保権を設定する場合、大学による承諾に合わせ、担保権設定契約書の提出を求める規定になっているが、同契約書は、SPCと金融機関との私契約であり守秘義務に抵触する、また、第三者へのノウハウ漏洩を防止するという観点から、基本的にはご開示できない契約書だと考えている。やむを得ず、貴大学に提出する場合には、非公開文書として取り扱っていただくことになるが、その様なご対応は可能か。	担保権設定契約書の写しは提出して下さい。同契約書の提出がなければ、株式への担保権設定は承諾しません。非公開文書となるかどうかは、国の情報公開法に従います。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答（第1回） その他						
ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1				独立行政法人化における本事業に対する影響について	国立大学については現在、平成14年6月25日の閣議決定に基づき独立行政法人となることが検討されているようですが、独立行政法人化は本事業における大学からの選定事業者への支払いについては何らかの影響を及ぼすものでしょうか。	国立大学法人化に関しては、文部科学省の別紙（国立大学法人化に伴うPFIの取扱について）見解を参照して下さい。

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答 訂正分

資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	訂正内容	旧	新
1 入札説明書	12		25	(1)	支払期間・回数等 維持管理相当 維持管理業務に係る対価について、大学は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年2回、事業契約書に定める額を事業者を支払う。 a. 維持管理業務に係る対価の支払いについては、以下の手順で行う。 ・事業者は大学に対して、毎月業務終了後7日以内に業務報告書を提出する。 ・大学は報告書の提出を受けた後、モニタリングを行う。 ・モニタリングの結果、減額の必要がある場合には、業務報告書提出後5日以内に、事業者に対し支払額を通知する。 ・事業者は、支払額判明後速やかに、大学に対して請求書を送付する。 ・大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。	維持管理相当 維持管理業務に係る対価について、大学は、定期的にモニタリングを実施し、要求水準が満たされていることを確認した上で、維持管理開始から事業期間終了までの間の支払対象期末に、年2回・全27回、事業契約書に定める額を事業者を支払う。 a. 維持管理業務に係る対価の支払いについては、以下の手順で行う。 ・事業者は大学に対して、毎月業務終了後7日以内に業務報告書を提出する。 ・大学は報告書の提出を受けた後、モニタリングを行う。 ・モニタリングの結果、維持管理費相当のサービス購入費が留保等される場合を含め、大学は事業者に対して当該確認の結果を通知する。 ・事業者は、支払額判明後速やかに、大学に対して請求書を出す。 ・大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。	
2 入札説明書	12		25	(2)	サービス購入費の改定	別紙11	別紙10
3 入札説明書	12		25	(2)	サービス購入費の改定 施設整備費相当 事業契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。	別紙11	削除
4 入札説明書	12		26		事業者が付保する保険	別紙6	別紙5
5 入札説明書	19	別紙1	1	(1)	施設整備費相当		(追加) 契約金額に係る割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とします。
6 入札説明書	12		25	(2)	サービス購入費の改定	別紙11	別紙10
7 入札説明書	12		26		事業者が付保する保険	別紙6	別紙5
8 入札説明書	19	別紙1	1	(1)	施設整備費相当		(追加) 割賦金利の算定にあたっては、元利金等支払を前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。 基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。 なお、入札価格における基準金利の基準日は、平成15年5月2日(金)とする。
9 入札説明書	19	別紙1	2	(2)	支払方法 ア 施設整備費相当の支払方法 大学は2(1)で算出された施設整備費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成17年10月以降に年2回・全26回に分けて支払うものとする。 イ 維持管理費相当の支払方法 大学は、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求要件が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、年2回・全26回に分けて支払うものとする。 なお、施設の引き渡しから使用開始日までの維持管理費相当を第1回(平成17年上期)に合わせて支払うこととする。	ア 施設整備費相当の支払方法 大学は2(1)で算出された施設整備費相当の支払回数は、維持管理開始後から事業期間終了までの間に、平成16年10月以降に年2回・全27回とする。このとき、第1回目の支払額は、施設整備費相当額の28分の2、第2回目以降の支払額は、施設整備費相当額の28分の1とする。 イ 維持管理費相当の支払方法 大学は、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当について、維持管理開始後から事業期間終了までの間の支払対象期末に、年2回・全27回に分けて支払うものとする。	
10 入札説明書	19	別紙1	2	(2)	支払手続 ア 施設整備費相当の支払手続 事業者は、各年度の4月1日及び10月1日から30日以内に事業者の大学に対する請求書が、大学により適法に受理された日から30日以内に事業者に対してサービスの対価(施設整備費相当)を支払わなければならない。 イ 維持管理費相当の支払手続 大学は、各年度の4月1日及び10月1日から30日以内に事業者の大学に対する請求書が、大学により適法に受理された日から30日以内に事業者に対してサービスの対価(施設整備費相当)を支払わなければならない。	ア 施設整備費相当の支払手続 a. 第1回目の対価の支払い 事業者は、本件施設の完成後、大学へ完成検査の報告を行う。大学は、完成検査の報告を受けてから14日以内に完成確認を行う。事業者は、大学によるしゅん功確認を受けた後、大学に対して本件施設を引き渡し、併せて請求書を提出する。大学は、事業者の大学に対する請求書が、大学により適法に受理された日から30日以内に事業者に対してサービスの対価(施設整備費相当)を支払わなければならない。 b. 第2回目以降の対価の支払い 大学は、各年度の4月1日及び10月1日から30日以内に事業者の大学に対する請求書が、大学により適法に受理された日から30日以内に事業者に対してサービスの対価(施設整備費相当)を支払わなければならない。	

岐阜大学総合研究棟施設整備事業入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答 訂正分

	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	訂正内容	旧	新
11	事業契約書	13	5章	42条		費用負担	維持管理業務の実施に要する費用は、消耗品の購入費用も含めすべて事業者の負担とする。ただし、本件施設の維持管理に伴う光熱水費は大学の負担とし、サービス購入費に含まないものとする。	維持管理業務の実施に要する費用は、消耗品の購入費用も含めすべて事業者の負担とする。ただし、本契約又は要求水準書において大学の負担と定めているもの及び本件施設の維持管理に伴う光熱水費は大学の負担とし、サービス購入費に含まないものとする。
12	事業契約書	33	別紙7	1項		不可抗力による追加費用の負担割合	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が発生案件ごとに、設計・建設費相当額の1%に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が同期間中の累計で、設計・建設費相当額の1%に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。
13	事業契約書	33	別紙7	2項		不可抗力による追加費用の負担割合	本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が発生案件ごとに、年間の維持管理費用相当額（ただし、第52条による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。）の1%に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。	本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が1事業年度につき累計で、年間の維持管理費用相当額（ただし、第52条による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。）の1%に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。
14	事業契約書	36	別紙9			サービス購入費の金額と支払スケジュール	平成15年2月28日公表の事業契約書（案）別紙9	上記訂正No11の訂正に伴い事業契約書（案）別紙9を差し替えます。
15	事業契約書	41	別紙10	1項		サービス購入費の改定	1．維持管理費相当の支払額の改定 2．施設整備費相当の支払額の改定	2．施設整備費相当の支払額の改定の項目を全文削除、それに伴い、1．維持管理費相当の支払額の改定について、「1.」を削除
16	事業契約書	17	第55条			大学による任意解除	施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。	下線を削除
17	要求水準書	7	(2)	4)		施設設置計画及び動線計画	現況敷地における雨水等の排水機能を損なわないよう工夫し、周辺の校舎に対する水柱れ及び雨水及び土砂流入などの発生がないよう配慮する。	下線を削除
18	要求水準書	17	3	(4)	3)	各エリアの要求水準		【別表1】(C)電気設備・機器用単相・三相欄は、一室あたりの全容量で記載しています。実験ユニット(1)は、機器用単相・三相容量を、単7.5KVA、三15KVAに訂正します。
19	様式集	様式21				備考4	消費税を含めず、千円未満切捨てで記入してください。	全文削除
20	様式集	様式21				備考8	本様式については、Ms-Excel形式で計算式等を残しCD-ROMに保存したファイルを提案書に併せて提出してください。	本様式については、Ms-Excel形式で計算式等を残しMOに保存したファイルを提案書に併せて提出してください。

以下の網がけ部のとおり、要求水準書【別表3】を訂正します。

【別表3】特殊附帯設備製品リスト

設備名	型式番号	寸法・規格等	メーカー		
			(株)ダルトン	ヤマト科学(株)	島津理化器械(株)
ドラフトチャンバ	1	W1800×D835×H2300	DF-19GSK 1800	R F S -180 S A	CBR-AC18-F
	2	W1200×D835×H2300	D F -11 A K 1200	R F S -120 S	CBR-SC12-F
	3	W1500×D835×H2300	D F -11 A K 1500	R F S -150 S	CBR-SC15-F
中央実験台	4	W4200×D1500×H800	GA-595N	T C V 8-425 R	GI-CL42-BIT
	5	W2400×D1500×H800	GA-565N	T C C 7-245 R	GI-NL18-BI-TW-CH
	6	W1800×D1500×H800	GA-525N	T C E -245 R	GI-TL18-SB6
	7	W4200×D1200×H800	TE-312N	T C P 6-422 R	G2-CM42
	8	W3000×D1200×H800	TE-112N	P C A -302 R	FI-NM30
	9	W3000×D1500×H800 ガス栓なし	MG-905N	P C K 3-305 R	FI-NL30-SB5
	10	W3000×D1200×H800	MG-432N	P C C 2-305 R	FI-NL30-B2-W12
	11	W3000×D1500×H800	MG-605N	P C F 3-305 R	FI-SL30-B2-W12
D C 付実験台	12	W1800×D1500×H800	GA-335N	T C B -185 R	G4-TL18
	13		TQ-300-3(SUS 316)	F H J2-180Z	CGF-C18
実験流し台	14	W1500×D750×H800	NA-112N	T S G -157	TW2-A15
	15	W1800×D750×H800 純水製造装置付	NP-212N	TSH-180SXZ	SWAC-450TS (2層式)
	16	W 600×D750×H800 超音波洗浄付	US-C	U S W -67	SUS-600TS
	17	W1500×D750×H800	NA-213N	TSN-157	TW-3A15H
	18	W1500×D750×H800	NA-214N	T S D -157	TW1-B15H
	19	W1200×D750×H800	NA-214N	T S D -127	TW1-B12H
安全キャビネット	20	W1060×D835×H2340	NSC-IIB3 -900	S C V -805 E C 2 A E	SCV-804EC B
サイド実験台	21	W2400×D750×H800	WT-351N	T F V 6-247 R	S2-GA24特
	22	W2400×D750×H800	WT-526N	P F L 3-247 R	S2-GA24-SB5
	23	W1800×D750×H800 ガス栓なし	WT-526N	P F L 3-187 R	S2-GA18-SB5
	24	W3000×D750×H800	WT-326N	T U V 6-307 R	S2-GA30U
	25	W2400×D750×H800	WT-326N	T U V 6-247 R	S2-GA24U

設備名	型式番号	寸法・規格等	メーカー		
			三洋電機(株)	ヤマト科学(株)	島津理化器械(株)
クリーンベンチ	26	ガス栓有	B161F	CCV1600EZ	SCB-1600AS

注1) ドラフトチャンパー、中央実験台、安全キャビネット及びサイド実験台は、特記なき限りガス栓を含むものとする。

注2) 【別表4】に示す低温庫は、
 プレハブ式で内寸W2,600XL3,500XH2,200とする。
 内外装はカラー鋼板とする。
 断熱材は、硬質ポリウレタンフォーム50mmとする。
 温度は、2~15 可変(通常4 に調整)。
 自記温度記録計付。
 温度異常警報付。
 コンセント設備、防湿型コンセント100V15A対応2個。
 照明設備、防湿型白熱灯60W2個

注3) 型式番号12、13は、同一メーカー品とする。